

	文書分類番号	H-2A1-010	制定日	2002年04月14日
	版数	18版	改訂日	2024年06月01日
			管理部門	法人本部

介護老人保健施設ハーモニー
通所リハビリテーション運営規程
(予防通所リハビリテーション)

令和6年6月1日 改定

社会福祉法人ハーモニー

介護老人保健施設ハーモニー 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会福祉法人ハーモニーが開設する介護老人保健施設ハーモニーの実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下、「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法および言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持・回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービス提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

4 当事業所の運営方針は次のとおりとする。

- (1) 在宅をはじめ、その人らしく暮らせる場所に橋渡しをします（在宅復帰・在宅療養支援）。
- (2) 生活・楽しみ・個別訓練の中で、その人の力を生かすための支援を行います（リハビリテーション）。
- (3) お客様の思いを尊重し、その人らしい暮らしをチームで支えます（包括的ケアサービス）。
- (4) 地域と一体となったケアを推進します（地域に根差した施設）。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設ハーモニー 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所
- (2) 開設年月日 平成14年4月17日
- (3) 所在地 長野県松本市大字島内字広田4064-2

- (4) 電話番号 0263-40-3031 FAX番号 0263-48-6322
- (5) 管理者名 中辻 良幸
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（2050280045号）

（従業員の職種、員数）

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人（常勤）（医師が兼務する）
- (2) 医師 1人以上（専任・常勤）（管理者が兼務する）
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
看護師・准看護師・介護職員 利用者10人に対し1人以上
※上記のうち理学療法士・作業療法士・言語聴覚士1人以上を必ず配置する

（従業員の職務内容）

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、入所サービス利用者及び短期入所療養介護利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間及び祝祭日を営業日とする。
（休日・・・土曜日、日曜日、年末年始(12/30～1/3)）
※暦上で生じる長期休業が利用者にとって不都合が大きいと判断される場合は、利用者等と事前に相談した上で、上記休日に営業することもある。
- (2) 営業日の午前9時から午後4時までを営業時間とする。

（利用定員）

第8条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員数は、28人とする。

（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容）

- 第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

- 第10条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。
- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。
- 3 その他実費、キャンセル料等については以下の通りとする。

・実費分（介護給付・予防給付共通）

- ① 食費（食材料費・おやつ代含む）昼食 750円/日
 ※行事等で特別食を提供した場合は、別途料金が発生することあり。
- ② 日常生活品費 50円/日
- ③ 教養娯楽費 150円/日

・キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無	料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	500円	

（通常の事業の実施地域）

- 第11条 通常の事業の実施区域を以下のとおりとする。

松本市（蟻ヶ崎、蟻ヶ崎台、大手、開智、鎌田、桐、北深志、沢村、島内、島立、城西、城山、白板、新橋、征矢野、高宮、中央、中条、渚、新村、巾上、深志、本庄、丸の内、宮渕、両島、和田、井川城、笹部、庄内、城東、旭、梓川倭）
 安曇野市豊科高家（上鳥羽、立石地区以南）、安曇野市三郷明盛
 その他の地域については相談に応じて対応を検討する。

（身体の拘束等）

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該通所者または他の通所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための年2回以上の研修を実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第15条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・飲酒については職員にご相談ください。喫煙は決められた場所をお願いします。
- ・火気の取扱いは禁止します。（ステーションにありますキッチンの利用を希望される際は職員まで申し出てください。）
- ・設備器具は本来の用法に従ってご利用ください。また、不明な点は職員に申し出てください。
- ・所持品・備品等を持ち込む場合は、全品名前の記入をしてください。
- ・金銭・貴重品はお持ちにならないようにお願いします。
- ・通所リハビリテーション時の医療機関での受診は、紹介状などを用意しますので必ず職員までお知らせください。（受診された場合も必ず職員までお知らせください。）
- ・宗教活動は禁止します。
- ・ペットは持ち込まないでください。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

（苦情処理）

第16条 提供したサービスに関する通所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第23条の規程による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、通所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する通所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（非常災害対策）

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防災管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。（名前を列記しても可）
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・随時
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

第18条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第19条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を行う。

（職員の服務規律）

第20条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1） 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2） 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3） お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第21条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有するものその他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第22条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人ハーモニーの就業規則による。

（職員の健康管理）

第23条 職員は、事業所が行う年1回の健康診断を受診する。

ただし、夜間勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第24条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- （1） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3） 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上実施する。

- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務）

第25条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後に

においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第26条 地震等非常災害やその他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人ハーモニーの役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成14年4月14日より施行する。

《改定》	平成16年4月1日	第4条（5）、第5条
	平成17年5月24日	第3条2
	平成17年10月1日	第5条、別紙
	平成18年4月1日	第4条（5）、第10条（1）別紙 第12条、第13条 挿入（以下条繰り下げ） 第17条 第22条 2.
	平成19年6月1日	第4条（5）
	平成19年11月1日	第7条（2）
	平成20年5月1日	第8条
	平成20年7月1日	第7条（1）
	平成24年4月1日	別紙
	平成26年4月1日	第4条（5）
	平成27年4月1日	別紙
	平成29年4月1日	別紙
	平成30年4月1日	第5条、別紙
	令和元年10月1日	第5条、第7条（1）追記、別紙
	令和 2年6月1日	第4条（4）、第5条（4）、（5）

令和 4年4月1日

第3条、第4条、第5条、第13条 追加、第17条(6)
追加、第18条 追加、第21条2 追加、第24条(1)～
(3) 追加、第26条3 追加、別紙

令和 6年6月1日

第13条(3)、第24条(3)